

高監委発第1110001号

令和3年7月20日

高山村長 後藤 幸三 様

高山村監査委員 関 令二郎

高山村監査委員 野上富士夫

令和3年7月監査等の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監査、審査及び検査を、高山村監査基準に準拠して実施したので、同法の規定により、次のとおり監査、審査及び検査等に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

(1) 監査等の種類

例月出納検査、財務監査、行政監査

(2) 監査等の対象

① 令和3年度6月分の出納及び収入支出関係書類

② 住民課所管事務（令和2年度個人への補助金）

(3) 監査等の実施日

令和3年7月20日

(4) 監査等の方法（着眼点（評価項目）及び実施内容）

監査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかをどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

① 令和3年度6月分の出納及び収入支出関係書類

指摘事項は認められなかった。

② 住民課所管事務（令和2年度個人への補助金）

住民課所管の補助金に限らず、全ての補助金の交付については、その目的を明確にし、目的に即した効果・実績が得られているかを検証し、必要性や額を定期的に見直すことが必要であると思慮される。